

## 復興推進計画の指定状況について

### 《市長コメント》

復興特区法に基づく復興推進計画につきましては、宮城県との共同により、2月9日に認定を受けました「宮城県民間投資促進特区のものづくり産業版」と6月12日認定の「IT産業版」のほか、本市独自の計画として3月23日に認定を受けました「石巻まちなか再生特区」と「北上食料供給体制強化特区」に、先月27日に認定を受けました「牡鹿愛ランド特区」の5つの計画がございます。

これらの計画のうち、「北上食料供給体制強化特区」を除く4計画については、指定法人として指定された事業者が税制特例を受けることができるものでありますが、石巻市管轄分の7月末現在の指定状況につきましては、県と共同で策定した「宮城県民間投資促進特区」に基づいて14件指定しているほか、本市独自の「石巻まちなか再生特区」に基づいて1件を、7月26日付け第1号として指定したところでございます。

なお、指定状況につきましては、本市のホームページにアップしており、毎月第1週を<sup>もくと</sup>目途に随時更新いたしております。

本市といたしましては、これらの復興推進計画に基づく、税制の優遇制度をインセンティブとして、地元企業の再建や新たな企業の立地を促進して参りたいと考えておりますので、企業の皆様には積極的に御活用くださいますよう、よろしく願いいたします。